

請 願 書

令和2年6月15日

郡山市議会議長
七 海 喜久雄 様

郡山市若葉町1-21
福島県一級河川逢瀬川堤防建設・
内水対策期成会
若葉西町内会
会 長 白 土 政 穂

郡山市富久山町久保田字乙高76-4
逢瀬川町内会連合会
会 長 伊 藤 利 彦

郡山市大町二丁目11-14
大重町内会
会 長 熊 倉 善 重

郡山市若葉町19-2
若葉東町内会
会 長 武 田 敏 行

郡山市咲田二丁目25-25
新咲田町内会
会 長 阿 部 謙

郡山市桜木一丁目4-15
桜木町内会
会 長 佐 藤 仁

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
川 前 光 徳
高 橋 善 治
八重樫 小代子
今 村 剛 司

台風19号により越水した逢瀬川堤防右岸咲田橋から開成山樋門間の可
及的速やかな完成求める請願書

[請願趣旨]

令和2年2月22日に福島県県中建設事務所星文高河川砂防課長ほか12名、郡山市
上下水道局経営管理課吉村隆課長ほか13名が出席し、逢瀬川町内会集会所において
台風19号により被害のあった逢瀬川沿岸住民への説明が開催されました。福島県に
よる説明では、

- 1 逢瀬川は本川（阿武隈川）から逆流が発生し、その影響は咲田橋上流の開成
山排水樋門付近まで影響した。
- 2 令和元年度当初予算を確保し発注が遅延していた築堤護岸工事を進めるが、
令和元年台風19号により越水した咲田橋の両岸付近、逢瀬川右岸咲田橋から開
成山樋門の間は、郡山市との調整が済んでいないことから、令和2年出水時期
までの築堤は困難であり、築堤時期は不明とのことでした。

昭和63年に採択されたにも係わらず、令和元年台風19号では、逢瀬川咲田橋両岸
から越水し、郡山駅前方面や梅田方面に濁流が流れ、甚大な被害が発生したにも係
わらず、福島県と郡山市の連携不足や調整不足により、今後も命、財産が脅かされ
る状態であることから、令和2年度出水時期までに、すべて関係機関との調整を終
了させ、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）郡山市ゲリラ豪雨対策9年
プラン（防災・安全）緊急対策（100mm/h 安心プラン）により実施している逢瀬川
築堤工事を可及的速やかに完成させること。これらの住民説明会を品川萬里郡山市
長が出席し説明をするとともに、地域住民の意向を反映させたものとするため、以
下の事項について請願します。

[請願事項]

令和元年台風19号により越水した逢瀬川咲田橋周辺の築堤工事が迅速に実施でき
るよう令和2年出水期（6月上旬）までに関係機関との調整を終了させるとともに、

『憲法で保障された生命や財産を守り災害の未然防止をするため、工事期間中は、新大窪橋や幕ノ内橋を通学路として安全に通行できるよう措置を講じたり、豪雨時は事前に越水、氾濫した咲田橋を通行止め等の措置を講じ越水被害が発生しない高さとなる土嚢を設置し、令和2年度補正予算や令和3年度当初予算により完成することができる所要額を確保することにより可及的速やかな築堤工事の完成』をすること。

請 願 書

令和2年6月15日

郡山市議会議長
七 海 喜久雄 様

郡山市若葉町1-21
福島県一級河川逢瀬川堤防建設・
内水対策期成会
若葉西町内会
会 長 白 土 政 穂

郡山市富久山町久保田字乙高76-4
逢瀬川町内会連合会
会 長 伊 藤 利 彦

郡山市大町二丁目11-14
大重町内会
会 長 熊 倉 善 重

郡山市若葉町19-2
若葉東町内会
会 長 武 田 敏 行

郡山市咲田二丁目25-25
新咲田町内会
会 長 阿 部 謙

郡山市桜木一丁目4-15
桜木町内会
会 長 佐 藤 仁

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
川 前 光 徳
高 橋 善 治
八重樫 小代子

豪雨時に逆流が発生する逢瀬川に、市内内水を放流し水位上昇することによる河川氾濫の危険性の軽減を図るため、旧豊田浄水場の雨水貯留槽としての活用継続と内水処理計画の見直しを求める請願書

[請願趣旨]

- 1 令和2年2月22日に福島県県中建設事務所星文高河川砂防課長ほか12名、郡山市上下水道局経営管理課吉村隆課長ほか13名が出席し、逢瀬川町内会集会所において台風19号により被害のあった逢瀬川沿岸住民への説明が開催されました。福島県による説明では、
 - (1) 郡山市多田野雨量観測所の近年出水時総雨量は、昭和61年8月5日238mm、平成10年8月27日277mm、平成23年9月23日237mm、令和元年10月22日200mmであり、過去の総雨量の中では少ないものであった。
 - (2) 逢瀬川は本川（阿武隈川）から逆流が発生し、その影響は咲田橋上流の開成山排水樋門付近まで影響した。
 - (3) 逢瀬橋（旧4号）の水位計は、住宅地に越水した6.10mを計測した。現在、整備中の堤防の計画高5.0m（河川道路を含めると6.0m）である、とのことでした。
- 2 逢瀬川が氾濫した昭和61年8月5日の水害と、令和元年10月12日（令和元年台風19号）による水害の違いを考察したところ、

逢瀬川では本川（阿武隈川）の水位が上昇しバックウォーター（逆流）が発生すると逢瀬川では下流に水が流れないにも係わらず、逢瀬川の合流部や流域に雨水ポンプ場（横塚ポンプ場（平成12年供用開始、平成13年増設）、古担ポンプ場（平成17年供用開始）、梅田ポンプ場（昭和52年供用開始、平成17年増設））や排水樋門を整備し、市内の内水を逢瀬川や阿武隈川に放流したため、逢瀬川の水位が上昇し堤防が低い逢瀬川若葉町付近や乙高から越水した濁流は標高が低い駅前、梅田方面に流れたことがわかりました。
- 3 これらのことから、豪雨時に市内の内水を雨水ポンプや排水樋門から逢瀬川や阿武隈川に放流する計画は、1の(2)、(3)のことから阿武隈川や逢瀬川沿岸

住民の被害軽減につながらず、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（防災・安全）緊急対策（100mm/h 安心プラン）において郡山市が工事を行っている6号幹線放流築造工事は赤木排水樋門から逢瀬川に放流する計画や119号雨水幹線築公共下水道築造工事は114号雨水幹線に接続され開成山排水樋門から逢瀬川に放流する計画は、『被害の軽減ではなく増大につながるもの』であることが明らかになりました。

東京都狛江市、調布市、神奈川県川崎市、世田谷区、大田区、栃木県小山市、福島県二本松市などでは内水氾濫や被災者支援に係る住民説明会を令和元年内に開催していますが、行政執行責任者である品川萬里郡山市長が出席した郡山市主催による住民説明会は未開催です。

- 4 平成26年度の町内会長等と市長との懇談会において佐藤廣前若葉西町内会長が品川萬里市長に質問したところ、「赤木地区の上流部の雨水を貯留させるための豊田浄水場を雨水貯留施設として活用する工事を進めている」旨の回答に応じた活用が効を奏していることから、今後もその確実な履行と、現在計画遂行している内水対策である豪雨時に市内の内水を雨水ポンプや排水樋門から逢瀬川や阿武隈川に放流することは近年の雨水の流出量から制御できる解決策にならず被害の増大につながる実態を踏まえ、現在の内水処理計画を見直し、さらなる貯留槽の確保や遊水地活用を中心にした新たな処理計画を講ずることが必要と考えます。これら内水対策についての住民説明会を品川萬里郡山市長が出席し説明をするとともに、地域住民の意向を反映させ、以下のとおりとすることを請願します。

[請願事項]

豪雨時に逆流が発生する逢瀬川に、市内内水放流し水位上昇することによる河川氾濫の危険性の軽減を図るため、旧豊田浄水場の雨水貯留槽として活用継続とさらなる貯留槽や遊水地を確保し内水制御できる解決策を講ずること。

請 願 書

令和2年6月15日

郡山市議会議長
七 海 喜久雄 様

福島市上浜町10-38
福島県教職員組合
中央執行委員長 國 分 俊 樹

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子
今 村 剛 司

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

〔請願趣旨〕

東日本大震災から9年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和2年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、30億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和元年12月20日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の

基本方針』が閣議決定され、復興・創生期間後（令和3年度以降）における方針が定められました。その中で「令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする」とされ、東日本大震災復興特別会計の継続が示されました。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

本事業の対象は全国各地に避難している子どもたちです。福島県では、令和2年3月時点で8千人以上（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課調べ）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが必要となります。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、令和3年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和3年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

請 願 書

令和2年6月18日

郡山市議会議長
七 海 喜久雄 様

郡山市虎丸町7-7 郡山市労働福祉会館内
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 六 角 修

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
飯 塚 裕 一
廣 田 耕 一
諸 越 裕

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

〔請願趣旨〕

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済状況が不透明さを益々強め、深刻な地方税収の落ち込みも危惧される中で、住民サービスの維持、提供は難しさを増しています。くわえて、福島県は、東日本大震災からの復興も進められる中、昨年の台風被害の復旧もままならない状況にあり、県内自治体を益々逼迫させています。

これら、諸課題の解決には、地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、

増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

- 2 新型コロナウイルス対策として、政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 3 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含め検討すること。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 5 2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 7 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的に改善されたい。
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証し、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を強化し、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 9 地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

請 願 書

令和2年6月15日

郡山市議会議長
七 海 喜久雄 様

郡山市小原田二丁目23-15
日本国民救援会郡山支部
支 部 長 宮 崎 明 人

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
岡 田 哲 夫

国に対し「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改定を求める意見書の
提出を求める請願

〔請願趣旨〕

日頃より、地域住民の暮らしと健康、権利を守るために奮闘されている議員の皆様
様に心から敬意を表します。私たち「日本国民救援会」は人権と民主主義を守るボ
ランティア団体で、冤罪事件など様々な運動に取り組んでおります。今、全国には
再審を求めている多くの冤罪犠牲者・無実の人々がいます。再審とは、誤った裁判
をやり直すことで、冤罪犠牲者を救済する制度です。これまで、免田事件、財田川
事件、松山事件、島田事件の4事件で、4人の死刑囚が、再審で無罪を勝ちとりま
した。最近では、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件で再審
無罪を勝ちとっています。反面、三重・名張毒ぶどう酒事件をはじめ、鹿児島の大
崎事件、宮城・仙台北陵クリニック事件など多くの人々が冤罪を訴え、再審無罪を
求めています。裁判所は応じていません。この明暗はなぜ起こるのでしょうか。
再審制度は刑事訴訟法の中に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざ
っぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが
実態です。現行の再審制度には二つの問題点があります。一つは、検察による無実
の証拠隠しです。再審には請求する側から無実を証明する新たな証拠を示さなけれ
ばなりません。しかし、証拠は警察・検察が持っていて、再審を請求する被告や弁

護士にはどんな証拠があるのか分かりません。どの証拠を裁判に提出するかは検察の判断に委ねられています。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたという事実があります。

もう一つの問題点は、裁判所が再審開始決定を出しても検察が不服申し立てをすれば再審開始決定が取り消されてしまうことです。このため、袴田事件や大崎事件で再審が実現されていません。このような問題点を改定して頂く旨の意見書案を添付しますので、是非ご覧頂き冤罪犠牲者を救うために、お力をお貸しくださるよう心からお願い申し上げます。

つきましては、以下の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

- 1 「再審法(刑事訴訟法)」の改定を求める意見書を採択すること。
- 2 「再審法(刑事訴訟法)」の改定を求める意見書を国に提出すること。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書（案）

再審は、無事が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後をたちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超えました）は、検察の即時抗告に続き特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことには、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなおうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を行うことを要請します。

- 一 再審における検察手持ち証拠の全面開示。
- 二 再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

議会

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿

請 願 書

令和2年6月18日

郡山市議会議長

七 海 喜久雄 様

郡山市柏山町11 アーク企画内

しゃがの会

共同代表 黒 田 節 子

郷 田 み ほ

紹介議員 吉 田 公 男

渡 部 龍 治

箭 内 好 彦

蛇 石 郁 子

岡 田 哲 夫

八重樫 小代子

東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する請願

〔請願趣旨〕

東京電力福島第一原発敷地内で、増え続けるトリチウムを含む汚染水の処分方法などを議論する、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（ALPS小委員会）が2016年11月に設置されました。小委員会は海洋放出による福島県漁業の風評被害などの問題点を協議し、説明会や公聴会を開催しました。その都度、漁業関係者および住民は海洋放出に反対し、敷地内での陸上保管を提言してきましたが、2020年2月陸上保管に難色を示す東京電力の説明のまま、国は地元漁業関係者および住民の意見を無視し、「海洋放出の方が確実に実施できる」と海洋放出を強調する報告書を提出しました。これを受け、3月には東京電力は「検討素案」として、「トリチウム以外の放射能物質の量を可能な限り低減する(二次処理の実施)。トリチウム濃度を可能な限り低くする」としています。

これに対し、地元福島県の漁業関係者が、「更なる被害を受ければ福島県の漁業は

壊滅してしまう」と強く反対しているのはもちろん、原発事故被災者などからも、「これ以上福島をいじめないで」と切実な懸念が訴えられています。いわき市の清水敏男市長からも「専門家の中でも意見が別れていて不安だ。もっと議論を尽くすべき」と海洋放出に対して慎重意見が出されています。

小委員会報告書では「国内外でトリチウムを排出している原子力施設周辺で共通にみられるトリチウムが原因と考えられる影響の例はみつかっていない」としています。一方、ドイツやカナダの原発周辺で小児白血病などの増加が報告され、その原因はトリチウムではないかと研究者に指摘されています。ALPS処理水の環境への排出は安全性の確定が大前提です。今回の処理方法が安全であるというのであれば、異論を持つ専門家との透明で徹底した議論を行っていただき、福島県民はじめ国民がこれなら安心できるという共通認識を、国としてつくっていただきたい。反対意見が大多数を占めた説明会・公聴会や世論調査などからも共通認識がされているとは到底言えません。そうした状況で海洋放出を決定、強行された場合、市民の率直な不安による深刻な「風評被害」は避けられないのではないのでしょうか。

トリチウム処理水は世界中の原発から海に流されているとありますが、福島の汚染水には壊れた燃料棒、燃料デブリから溶け出した半減期1570万年のヨウ素129、ストロンチウム90、テクネチウム99、ルテニウム106などは二次処理してもトリチウムとともに残留しており、その危険度は他の原発から海に流しているトリチウム処理水の比ではないのは明らかです。

代案がないとありますが、堅牢な大型タンクに移し減衰を待つ陸上保管案、低レベル汚染水をセメント、砂と共にモルタル固化しコンクリートタンクの中に流し込むモルタル固化案が技術者も多く参加する「原子力市民委員会」などから提案されています。

コストを優先してタンク貯蔵汚染水を海洋放出することは、再生途上の漁業者に二重の打撃を与えることです。そして未来に対する冒涇そのものです。生命の源といわれる海をこれ以上汚してはなりません。人間の都合で多様な生命を傷つけていくことは許されません。

さらに、福島県民はじめ国民の合意なきままに福島県沖に汚染水を海洋放出しようとしている点で、これは民主主義に反しています。これ以上、福島県民に原発事故の犠牲を押し付けてはなりません。

福島の復興は一部の地域や産業を犠牲にして進めることは許されません。

県民の生活を守るために、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国及び福島県に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

福島県沖に東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出をしないこと。